

全国一斉に秋の火災予防運動が実施されます

平成26年度全国統一防火標語 ■実施期間／11月9日(日)から15日(土)までの7日間

「もういいかい 火を消すまでは まあだだよ」

住宅用火災警報器の取り付けをお手伝いします

住宅用火災警報器をお持ち又は購入予定で、高所取り付けが困難なご家庭に松伏町消防団員が訪問し、無料で取り付け作業をお手伝いします。

■対象世帯(松伏町在住)／次の①～③のいずれかに該当する世帯

①概ね65歳以上の高齢者のみが生活する世帯 ②障がい者のみが生活する世帯

③母子家庭世帯

■受付期間／11月4日(火)～28日(金)(ただし、土日は除く)午前8時30分～午後5時

■取り付け日／平成26年12月中旬以降となります。後日、取り付け日時を調整させていただきます。

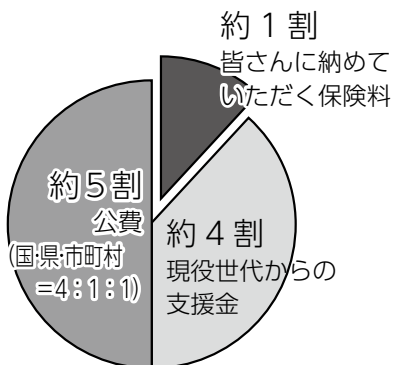
住民ほけん課のお知らせ

問合せ／高齢福祉担当 ☎991-1884

後期高齢者医療「保険料の納め忘れ」はありませんか？

保険料は大切な財源です

後期高齢者医療制度の財源



後期高齢者医療にかかる費用(医療機関などで支払う患者負担分を除く)には、約5割の公費(国、県、市町村)が充てられます。また、約4割は現役世代からの支援金でまかなわれ、残りの約1割を保険料として被保険者の皆さんに納めていただきます。

加入者の皆さんが安心して医療制度を利用するためにも、保険料の完納に努めてください。※未納のある方には、督促状や催告書を発行し、納付を促しています。

特別な事情がないにもかかわらず、納期限から1年以上保険料が未納の被保険者には、通常の保険証に代わり有効期限の短い保険証が交付されることがあります。保険料の納付義務者には被保険者のほか、連帯納付義務者(世帯主や被保険者の配偶者)も含まれます。滞納が続くと被保険者だけでなく連帯納付義務者も滞納処分を受ける場合があります。災害や病気などの特別な事情がある方は、早めにご相談ください。

福祉健康課のお知らせ

問合せ／障がい福祉担当 ☎991-1877

重度心身障がい者医療費支給制度が改正されます

この制度は、重度心身障がい者の方に医療費の一部を支給することで福祉の増進を図るために実施しています。

平成27年1月1日から重度心身障がい者医療費支給制度が次のとおり改正されますので該当する方はお早めに手続きをお願いします。

■精神障害者保健福祉手帳1級所持者の方が新たに当制度の対象となります。

ただし、精神病床への入院費用は対象外です。

■65歳以上で新たに重度心身障がい者となった方は、当制度の対象外となります。

平成27年1月1日以降に、65歳以上で手帳を交付された方は、当制度の対象外となります。

※平成26年12月末日までに対象となる等級の身体障害者手帳及び療育手帳を交付されている方や既に当制度の受給資格を取得している方は65歳以上でも引き続き対象となります。

※手帳の取得や当制度に関しては、福祉健康課障がい福祉担当までご相談ください。